

# 令和6年度（2024年度）熊本県立大津支援学校生徒心得

## （中学部・高等部生徒として守り心がけること）

### 第1章 生徒心得の目的

本校の生徒心得は、大津支援学校生徒であることを自覚し、充実した生活を送るために必要なことを定める。

### 第2章 授業に関すること

- 1 授業時間を守り、意欲的に学習すること。
- 2 授業の妨げとなる行為はしないこと。
- 3 授業中に不要なものを出さないこと。

### 第3章 服装・頭髪・携行品に関すること

- 1 本校で定められた制服・標準服等を正しく着用すること。  
(1) 冬期の防寒具や着替え用のシャツは、華美でないものを着用すること。フード付きの衣類は基本的には認めない。  
※ 事情がある場合は担任・学部主事に相談し、許可を得てから着用すること。  
(2) スカートの丈は膝が隠れるようにし、ウエスト曲げはしない。  
(3) マスクについては、華美でないものを使用する。
- 2 髪は清潔に整える。長い場合は結ぶ（使用するヘアゴム等は装飾がないもの）こと。  
パーマ、エクステ、髪飾り、染色、脱色等はしない。
- 3 口紅（色つきのリップクリームも含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア、ピアス、カラーコンタクト、指輪等の装身具等はしない。
- 4 携行品は学校生活に必要なものとし、貴重品、音楽プレイヤー等、不要なものは持ってこない。  
※ その他、服装・頭髪・携行品等に関して、学校生活に支障があると判断した場合は改善に向けての指導を行う。

### 第4章 通学・交通ルールに関すること

- 1 通学は、保護者責任の下、交通ルールを守って安全に行うこと。
- 2 自転車通学を希望するものは、通学許可願を提出し、学校の許可を受け、下記5点の「自転車通学規約」を守って通学すること。
  - ① ヘルメットの着用
  - ② 防犯登録
  - ③ TSマーク付帯保険加入
  - ④ 傘差し運転は禁止
  - ⑤ 運転中の携帯電話の使用禁止
- 3 原付免許取得については、高等部3年生で進路に関する事由の場合のみ、担任・進路指導主事等と相談のうえで本校が定める「原動機付自転車免許許可願」を校長に提出し、許可を得ること。
- 4 免許を取得した者は、免許証の写しを学校に提出すること。
- 5 原付の使用は卒業後とし、バイク通学は認めない。
- 6 自動車免許取得については基本的に認めない。

## 第5章 交友に関すること

- 1 けんかや乱暴・危険な行為はしない。
- 2 友達同士での金銭・物品の貸し借りはしない。
- 3 人が傷つく言動をしない。
- 4 交際については、節度を守り、健全なものであること。

## 第6章 校外の生活に関すること

- 1 日没後の外出は、保護者同伴とする。
- 2 危険なところや18歳未満の出入りが禁止されている場所（カラオケ、パチンコ店、ゲームセンター、インターネットカフェ等）へは出入りしない。
- 3 保護者同伴または学校の許可を受けた場合を除き、外泊は一切禁止する。

## 第7章 スマートフォン・タブレット端末等に関すること

- 1 所持については、生徒と保護者が十分に話し合うこと。所持する場合には、家庭（学園）における約束及びルールを決め、特に、適切な料金内での使用に心掛け、インターネットを利用するうえで必要なフィルタリングサービスを利用すること。
- 2 夜10時を過ぎたら（友達や先生に対して）緊急の場合以外は使用しない。
- 3 友達や先生の電話番号やメールアドレス等を無断で他の人に教えない。
- 4 自分や友達の写真等の個人情報をLINE等のSNSに載せない。
- 5 高等部生徒は、以下のルールを守って使用すること。
  - （1）登下校時の使用は、保護者及び学校との必要な連絡に限る。
  - （2）学校では、担任の許可のある場合以外は使用しない。
  - （3）学校以外でも、用事がない時は使用しない。
- 6 学校が保管するタブレット端末を持ち帰る場合は、学校が定める「大津支援学校学習者用タブレット端末の利用について」を守って使用すること。

## 第8章 アルバイトに関すること（※高等部のみ）

アルバイトを希望する場合は、本校が定める「アルバイト許可願」を校長に提出し、校長の許可を受けたうえで保護者の責任において行う。許可に際しては、以下の事項を踏まえて行う。

- ・アルバイトについては、家庭の事情や進路に関する特別な事由の場合のみとする。この場合、現場実習を経験し、かつ必要と認められる生徒とする。
- ・アルバイト期間は長期休業中とし、授業中のアルバイトは原則禁止とする。
- ・時間は午前8時から午後5時までとする。夜間のアルバイトは認めない。また、アルバイトによって健康、安全、学校生活、日常生活に悪影響が出る場合は許可を取り消す。

## 第9章 特別指導に関すること

校則違反や、法律・社会規範に違反した行動を行った生徒について、教育上必要と認められる場合は実態に応じて特別指導を行う。